

「公益信託山田学術研究奨励基金」奨励金応募要領 (2019年度実施要領)

この公益信託は1979年2月、故山田きくゑ様を委託者とし、文部科学大臣の許可を得て発足しました。当時、わが国は経済的に繁栄した反面、社会・経済環境の複雑化に伴って、従来とは異なる諸問題が発生している状況でした。山田様は篤志家で、それまでも奨学事業に取り組んでおられましたが、これら諸問題の解決には法律学・経済学の分野における優れた研究が必要とお考えになり、同分野の研究に従事する少壮研究者に奨励援助を行い、同分野の振興発展に寄与したいとの思いから私財を投じられたものです。

当基金では、2019年度奨励事業として、下記要領により受給希望者を募集いたします。故山田様のご遺志に沿うべく、皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

記

1. 応募資格

大学・大学院の教員（准教授、講師、助教、助手等）、これに準ずる研究者、または大学院博士課程に在籍する方で、2019年12月末時点で満40歳未満であり、これまでに本奨励金を受給した実績の無い方。

2. 応募方法

奨励金の助成を受けようとする方は、次の各号に掲げる書類を提出して下さい。

- (1) 受給申込書
- (2) 奨励研究テーマに関する研究計画説明書
- (3) 研究経歴書
- (4) 博士課程在籍中の方は指導教授の推薦書
- (5) 論文のコピー1編（必ず1編に限る）およびその要旨（和文1000字以内厳守）
 - 共同論文でも可。但しその場合には、応募者単独の論文1編を併せてご提出下さい。
 - 論文はA4サイズ（縦）にコピーしたものを提出下さい。

*受給申込書、研究計画説明書は原則和文で提出のこと。

*提出書類の用紙は貴大学・大学院事務局においてあります。

*応募にあたって提出いただいた書類は一切返却いたしません。

*前年以前に応募されたのと同テーマでの応募は選考対象外となります。

*他機関からの助成実績（過去3年分）を記入のこと。

*他機関へ助成申請中の研究があれば記入のこと。

3. 応募締切日

2019年12月13日（金）

4. 助成対象者の決定

助成対象者は、提出書類に基づいて運営委員会の審査により決定いたします。助成対象者は法律学、経済学両分野合わせて6～8名を予定しています。

5. 運営委員（委員は就任順）

委員長 宮川 公男 氏（一橋大学名誉教授）
委員 武隈 慎一 氏（一橋大学名誉教授）
同 青山 善充 氏（東京大学名誉教授）
同 小早川 光郎氏（成蹊大学大学院法務研究科長）
同 中谷 和弘 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
同 遠藤 久夫 氏（国立社会保障・人口問題研究所所長）

6. 助成対象者の発表

2020年3月に、直接本人宛通知します。

7. 助成金額

個々の助成対象者に対する助成金額は30～50万円の範囲内で、運営委員会が研究内容等を勘案して決定します。

8. 助成方法

奨励金の助成は、2020年3月に、直接本人宛行います。

9. 研究成果の公表

研究成果は公表するものとし、掲載誌を提出していただきます。

10. 申込みおよび問い合わせ先

〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16
三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部
公益信託課 山田学術研究奨励基金担当
電話 0120-622372（フリーダイヤル）
（受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）
FAX：03-5328-0586
メールアドレス koueki_post@tr.mufg.jp
（メール件名には基金名を必ずご記入下さい）

※2（1）受給申込書は三菱UFJ信託銀行ホームページの「公益信託 募集案内」
（https://www.tr.mufg.jp/shisan/kouekishintaku_list.html）からダウンロードできます。

以上